

水第 977 号

平成 29 年 10 月 11 日

指定給水装置工事事業者 各位

新発田市水道局

給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱の制定について（通知）

日頃から水道事業に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

これまで、新発田市指定給水装置工事事業者規程の第 8 条及び第 9 条に規定する指定の取消し及び指定の停止については、個別の具体的な違反に関しての指導や処分内容、又は事務処理手続きの方法について明確な定めが無かったため、無届工事や竣工検査の不受験等の事案が発生しても具体的な対処が難しい状況でした。

このため、具体的な事務処理方法や区分を規定し、違反行為に対し明確な事務処理ができるよう、新発田市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱を平成 29 年 8 月 1 日に制定し、同日から施行しました。

なお、この要綱は平成 29 年 12 月末に新発田市例規集に掲載予定ですが、内容についてのお問い合わせは業務課給水係までお願いします。

問合せ：業務課 給水係

電話：0254-23-7192（直通）